

分担金・拠出金の名称	特定通常兵器使用禁止・制限条約締約国会議拠出金	平成28年度 予算額	3,258千円	総合 評価	B
拠出先の国際機関名	国際連合欧州本部				
国際機関の概要	特定通常兵器使用禁止・制限条約議定書Ⅵは、爆発性残存物(ERW)の危険及び影響からの文民及び民用物の保護のための予防措置、現存するERWについての援助、一般的予防措置等について規定されている。締約国会合では、その議定書の履行及び運用等について議論される。我が国は、本議定書について、締約国としてではなく、オブザーバーとして締約国会議に参加しているため、同議定書第10条3項に基づき、その際の会議費を負担する必要がある。				
評価基準		達成状況			
1. 当該機関等の専門分野における影響力・貢献		当該機関が開催する専門家会合及び締約国会議は、国際法の専門家と軍事の専門家が集まり、特定の通常兵器の使用についての禁止及び制限について、国際人道法及び国際人権法等の側面からの人道的考慮と軍事的必要性をバランスよく考慮する場であり、通常兵器分野における新型兵器も含めた兵器の議論を国際的にリードする立場にあり、国際的にNGO、学界、マスコミも注目するなど、影響力が非常に大きい。			
2. 我が国重要外交課題遂行における当該機関等の有用性(意思決定における我が国のプレゼンスを含む)		本議定書のオブザーバーである我が国は、締約国会合に出席の上、我が国の立場と異なる議論が行われていないか、議論の流れ及び関係国の意見を把握することが爆発性戦争残存物の責任及び協力の分野において、我が国の外交政策上、数少ない貴重な情報収集が出来る機会であり、非常に重要である。拠出金を支払わなければ、本件会議にオブザーバーとして参加することも認められていない。また、締約国会議の機会その他、軍縮代表部においても、常時、ISU長と緊密に連絡を取り、本議定書の議論及び議長問題等今後の体制等について我が国の外交上、重要な情報が入るように努め、様々な機会を通じて、今後の議論の方向性等につき意見交換を行っている。			
3. 当該機関等の組織・財政マネジメント		予算の適切なマネージメント及び透明性を高めるために、英及びその他の関心国と共同で会議費の見積もりの信頼性の向上のために説明を求めたり、国連財政部に対して国ごとの繰越金の提示の要求を韓国と我が国で共同して行ったところ、国連欧州本部より、同本部が行っている諸雑費の内訳の明確化、見積もりの信頼性の向上、プログラム管理経費の妥当性、会議費徴収要領の改善案に関する措置等につき説明があり、また、マネージメントの向上を継続して行っていくことが確認された。			
4. 当該機関等における邦人職員の状況		当分担金は、会議の出席する国が負担する主に会議の通訳・文書等の会議開催費用であり、また、履行支援ユニット(ISU)は、事務局ではなく、会議の運営を主な業務とする職員が3名いるだけの組織であり、非常に小規模な組織である。また、我が国としては、ISUは可能な限り小さな規模とし、効率的な組織とすることを支持している。現時点では邦人職員は存在しないものの、今後、邦人の職員の送り込みを実現すべく、職員に求められる具体的な素質、将来の求人の可能性、あり得べきタイミング等について情報収集等を行っている。また、2016年春には我が国のインターンが採用され、会議の運営で活躍しており、我が国の人材が組織の活動の質の向上に役立った。			
5. 我が国拠出の執行管理、PDCAサイクルの確保		①Plan:締約国会議で次年度分予算案を議論、承認。②Do:我が国の拠出金支払。ISU(履行支援ユニット)による予算案執行。③Check:締約国会合において、報告書による運営活動の成果を評価。④Act:締約国会合にて、運営における要改善事項を提言。			
担当課・室名	軍縮不拡散科学部通常兵器室				